

起業家の負担軽減に向けた
定款認証の見直しに関する検討会
第1回会議 議事録

第1 日 時 令和5年10月31日（火） 自 午後1時30分
至 午後3時30分

第2 場 所 法務省赤れんが棟・第1教室

第3 議 事 起業家の負担軽減策に関する検討事項等について

（次のとおり）

議 事

○佐久間座長 それでは、「起業家の負担軽減に向けた定款認証の見直しに関する検討会」の第1回会議を開会いたします。本日は、ご多忙の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。この会議の座長を務めます、佐久間でございます。同志社大学におきまして、主に民法の研究と教学に携わっております。法人制度に関しましても、これまで関心を持って研究し、また、いくつかの会議にも参加してまいりました。本検討会の議事が円滑に進みますよう、進行してまいりますので、皆様方のご協力の程、何卒よろしくお願いいたします。本日は第1回会議ですので、事務局を代表して竹内民事局長から挨拶があります。

○竹内局長 法務省民事局長の竹内と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。それでは、本検討会の開催に当たりまして、事務局を代表して一言御挨拶申し上げます。まず、委員の皆様には、ご多用のところ、本検討会にご参加いただきまして、心よりお礼申し上げます。本検討会でご議論いただく定款認証制度につきましては、これまでも見直しを行ってまいったところではございますが、現在の制度・運用が、限りある時間・労力の中で創業準備を行う起業家の方々にとって、円滑・迅速な起業の負担となっているのではないか、というような指摘がされております。そこで、本年6月に閣議決定されました規制改革実施計画において、法務省として、起業家の負担軽減策を検討して必要な措置を講ずることとされており、さらに今月に開催されました政府のデジタル行財政改革会議や規制改革推進会議におきましても、岸田総理から、スタートアップの活用に関して、創業環境の改善のため、公証人による定款認証の見直しを行うよう、小泉法務大臣に指示があったところです。これを踏まえ、今回、小泉法務大臣の指示により、本検討会を立ち上げた次第であり、各界の皆様にお集まりいただき、定款認証の改善に向けて、デジタル技術を用いた起業家の負担軽減のための方策や、定款認証制度の必要性・見直しなどについて、幅広く御意見をいただければと考えております。我々事務局といたしましても、特に、起業家の負担軽減という観点を大事にしつつ、実施可能な改善策から速やかに方針を決めて実施していくなど、スピード感ある対応を進めていきたいと思っております。委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場やご経験を踏まえ、忌憚のない活発なご議論をお願いしたいと存じますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○佐久間座長 ありがとうございます。竹内局長は、公務のため、ここで退席します。

それでは、議事に入ります。審議に入ります前に、会議の公開や議事録の取扱いなど、本検討会の議事の公開の在り方について、お諮りしたいと思います。本検討会につきましては、会議自体は公開せず、発言者を明らかにした逐語の議事録を作成し、その議事録をあらかじめ皆様にご確認いただいた上で、本検討会の資料と併せ、法務省ホームページで公表する、これを原則としたいと考えております。その上で、プライバシーに関わる内容のものなど、公表することが適切でない議事内容や資料がありましたら、その都度、皆様に適宜お諮りした上で、非公表の扱いも認めるといふこととしたいと考えております。議事の公開の在り方につきまして、このような方針でよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、今申し上げたとおりとさせていただきます。

続きまして、委員の方々に自己紹介をお願いいたします。着席順に、梅野委員から願

いたします。

- 梅野委員 弁護士の梅野と申します。どうぞよろしく申し上げます。日本弁護士連合会で定款認証に関する意見を出したことがあり、その際に関与したこともあって、今回の定款認証の見直しに関する検討にも参加させていただくこととなったと理解しております。どうぞよろしく申し上げます。
- 神作委員 学習院大学で、商法、会社法を担当しております神作と申します。どうぞよろしく申し上げます。
- 後藤委員 東京大学で商法を担当しております後藤と申します。内閣府の規制改革推進会議のワーキンググループの専門委員を拝命しております。この問題につきましても、その観点から何度か議論させていただいたことがございます。また、しばらく前になりますけれども、法務省民事局からご依頼いただきまして、国連の国際商取引法委員会における中小零細企業の設立の簡易化の議論に参加させていただいたこともございますので、その経験なども踏まえて、議論に貢献できればと思っております。よろしく申し上げます。
- 鈴木委員 司法書士の鈴木でございます。現在、日本司法書士会連合会の副会長を務めるなか、商業登記・企業法務の部門を担当しております。普段の業務においては、企業法務の分野を中心にやっております。定款の作成や認証に関しては年間数十件、携わっておりますので、実務家の視点から議論させていただければと思っております。どうぞよろしく申し上げます。
- 関委員 新経済連盟で事務局長をしている関と申します。新経済連盟は、比較的新しい経済団体でございます。デジタルに限らず、色々な分野の会社が五百数十社集まって活動している団体でございます。デジタルに非常に強いものですから、その分野を中心に色々な政策提言をさせてきていただいております。定款認証制度につきましても、過去に色々な主張をさせていただいております。私自身も議論に参加させていただいてきております。今回、このような議論の場に参加することができまして、ありがとうございます。ぜひ、抜本的な見直しが見られるように期待しておりますので、どうぞよろしく申し上げます。
- 原田委員 行政書士の原田と申します。どうぞよろしく申し上げます。私は、日本行政書士会連合会の副会長をしております。日頃、行政書士ですので、許認可に関わる仕事をさせていただいているのですけれども、こういった中で、会社を設立したいということで、定款認証に関わる業務も行っております。許認可に関わる定款認証が大変多いものですから、そういった観点からお話できればと思っております。どうぞよろしく申し上げます。
- 増田委員 公益社団法人全国消費生活相談員協会の増田でございます。全国の消費生活センターに勤務する消費生活相談員を主な構成員とする団体でございます。私自身も長らく相談員をやってまいりました。消費者がどのように見ているかという視点から、会議に意見をお伝えしたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。
- 小坂オブザーバー 日本公証人連合会会長の小坂でございます。オブザーバーとして参加させていただきます。実務的な観点で、様々な御意見を賜ればと思っておりますので、よろしく申し上げます。
- 佐久間座長 どうもありがとうございました。なお、本日、堀委員におかれましては、会

議の途中からご出席いただける旨うかがっておりますので、ご出席いただいた後にご挨拶
いただきたいと思います。

では、本日の議事に入ります。本日は、キックオフの回ということで、起業家の負担軽減
に向けた定款認証の見直しに関する全般的な意見交換をお願いしたいと思います。意見
交換を円滑に行う観点から、事務局において、資料1として、「本検討会における主な検
討事項（案）」を整理していただきました。これに沿って、まずは、前半30分程度を目
安に、「第1 定款認証の機能・意義について」、「第2 定款認証の現状と課題につい
て」に関し、まとめてご意見をいただきます。次に30分程度で、「第3 起業家の負担
軽減に向けた運用上・制度上の改善策について」及び「第4 定款認証制度の必要性・抜
本の見直しについて」に関し、まとめてご意見を頂戴したいと考えております。そして、
最後に、「第5 本検討会における検討の進め方について」と「第6 その他」について、
意見交換をお願いいたします。

※ 当該箇所は非公表資料に係る発言につき、非公表

今から議論を進めるに当たりまして、一点、お諮りしておきたいことがあります。定款
認証制度は、株式会社のほか、一般社団法人・一般財団法人などでも制度化されており、
いずれも、この検討会の議論の対象となります。もっとも、起業家の負担軽減というこの
会議の目的や、経済界のニーズ等を踏まえ、議論を効率的に進めるため、当面、ま
ずは専ら株式会社を念頭に置いて、必要な方策を検討することとし、その上で、株式会
社に関し、ある程度方向が見えてきた段階で、それらを一般社団法人・一般財団法人など
にも及ぼすことが相当かどうかを、別途、改めて検討する、このようにしてはいかがかと考
えております。まずは、このような方針で進めることでよろしいかどうか、ご意見があ
れば伺いたいと存じます。いかがでしょうか。専ら株式会社を念頭に議論をまず進めるとい
うことでよろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。そのように進めさせていただきます。それでは、本日の実質的
な議論ですけれども、まず、事務局から、定款認証制度の現状や今般の見直しの経緯等
について、簡潔に配付資料の説明をお願いします。

○藤田課長 民事局総務課長の藤田です。事務局を務めますので、よろしくお願
いします。それでは、お手元の資料に従いまして説明させていただきます。

まず、「本検討会の開催について」との1枚ペーパーがございます。開催の趣旨を改め
て確認させていただきますが、本検討会は、株式会社等の法人設立に必要とされる定款認
証の改善に向けて、その制度趣旨を踏まえ、デジタル技術等を用いた起業家の負担を軽減
する方策等を検討するとともに、定款認証制度の必要性・見直しについて検討するため、
法務大臣指示により、各界の有識者の知見を得てスピード感ある充実した審議・検討を行
う目的で、民事局に設置するものとの位置付けで、本日からご議論いただきます。次に、
配付資料を順次説明させていただきます。まず、資料1ですが、先ほど佐久間座長からご
紹介のあった「主な検討事項等」になります。こちらの「第3」、「第4」にあるとおり、
今回の検討会では議論の範囲の限定はありませんので、制度上・運用上の改善策から、定
款認証制度そのものの必要性・抜本の見直しについてまで幅広くご議論いただきた
いと思います。また、本日を含めて、本年内に合計5回の会議を予定しており、スピー
ド感ある

効率的なご議論をいただくために、「第5」にある、検討会における検討の進め方についても、御意見を頂戴できればと思います。次に参考資料の説明に移ります。参考資料1-1は、これまでに閣議決定された政府方針です。今年6月の規制改革実施計画では、デジタル原則を踏まえた上で、起業家の負担を軽減する方策を検討し結論を得るなどとされており、次に、参考資料1-2は、この問題を取り扱ってきた規制改革推進会議が今年7月にまとめた意見となり、本日お集まりの委員の一部の方も議論に加わっておられたものです。この7ページをご覧くださいと、末尾に挙げられているとおり、起業家の負担を軽減する方策の検討に当たっての着眼点等が具体的に記載されたものとなっています。さらに、参考資料1-3は、今月、岸田総理から法務大臣に検討指示があった事項の抜粋として、定款認証制度については、スピード感ある見直しの検討が求められている状況と認識しています。参考資料2は、定款認証制度につきまして、その機能についての法務省の考え方や最近の見直しを取組をまとめたものになります。定款認証の機能については、資料の中段にあるとおり、①紛争の予防、②不正な起業・会社設立の抑止、③マネー・ロンダリング対策といった点を挙げております。このような機能とリスクや負担、コスト等を比較考慮するという観点は、参考資料1-2の規制改革推進会議の意見でも指摘されているところであり、今後、ご議論いただければと思っています。参考資料1-3の下段部分は、ウェブ会議システムの導入など、運用改善のための法務省の最近の取組を記載しています。参考資料3は、議論の参考として、日本公証人連合会がホームページで公開している4種の定款記載例です。参考資料4は、実質的支配者となるべき者に関する申告書について、その記載例等となります。参考資料5-1以下は、定款認証に関する実態調査結果をまとめたものとなりまして、内容を少しご説明いたします。参考資料5-1と5-2が、法務省が令和4年度中に実施した実態調査となり、参考資料5-1の1ページに調査の概要を記載しています。令和5年1月から3月までの期間に約2万2千件の調査を行い、公証人、利用者である発起人、専門資格者から回答を得たものになります。2ページに主な結果のポイントをまとめており、①定款認証の面前確認については、改善すべき点が認められたという分析、②定款案の内容について公証人から指摘が行われた事案は3~4割程度であるという結果、③依頼があったものの認証に至らなかった事案は99件で全体の0.5%であったという結果などを示しています。参考資料5-1の10ページ以下では、公証人の具体的な指摘事項や、認証に至らなかった実例を紹介しています。次に参考資料の5-3は、内閣府規制改革推進室による、民間の定款作成支援サービスを利用された発起人を対象に実施したアンケート結果となっています。この2ページに、調査の概要として、実施期間、対象者等が記載されており、その主な調査結果として、例えば、6ページでは、アンケート回答者が定款案について公証人から指摘を受けた割合は約1割であり、約8割では指摘がなかったとの回答になっています。また、15ページを見ると、このアンケート回答者では、全体として公証人の面談は有益であったか否かという点について、有益との回答が29%、有益ではなかったとの回答が33%となっています。これらの調査結果は、定款認証の運用の実態に関するものとしてご参照ください。最後に、参考資料6-1と6-2は、定款認証に関する海外の状況を公開資料に基づきまとめたものとなります。説明は以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。それでは意見交換に入ります。まず先ほど申しまし

たとおり、資料1の「主な検討事項等（案）」のうち、「第1 定款認証の機能・意義について」と「第2 定款認証の現状と課題について」の二つについて、ご意見を伺えればと思います。どなたからでも結構ですので、ご自由にご発言いただければと存じます。

いかがでしょうか。では、原田委員お願いします。

○**原田委員** 私は行政書士なので、許認可に関する視点で少しお話させていただければと思います。まず、定款の目的の記載の重要性についてです。許認可行政でありますので、定款の目的等について、関係業法を確認しながら進める必要がございます。許認可の手续のところで滞ってしまうことがないように、法的な観点や事例の蓄積からの確かなアドバイスをすることは非常に重要ではないかと思います。定款認証において、公証人の先生から指摘をいただくというケースもあります。様々な許認可について、全てを行政書士が把握できているわけでもありませんが、関係法令等にしっかり対応した目的の記載をしないとダメです。スタートアップの時点で間違った目的の記載になってしまうと、起業家の方にとってもスムーズに事業を行えないということになると思います。定款認証の機能・意義については、このように考えております。

○**佐久間座長** ありがとうございます。今日はまずは意見交換ですので、どんどん意見を言っていただければと存じます。いかがでしょうか。では、後藤委員お願いします。

○**後藤委員** 後藤でございます。これまでも規制改革推進会議等で何回か、法務省もいらっしゃる場で考え方を述べさせていただいていますけれども、改めてこの場でも発言させていただきたいと思っております。

定款認証の機能・意義について、参考資料2を法務省にまとめていただいていますけれども、1つ目に定款や法人格の存立をめぐる紛争の予防のために、定款の存在、記載内容の明確性や法令違反がないかどうかをチェックするというもの。2つ目に、不正な起業・会社設立を抑止する、その関係で発起人の実在・設立意思、会社設立の真意を確認するという機能。設立意思と会社設立の真意の違いがよく分からない気もしますが、それを確認する。そして、3つ目に、また少し毛色の違う話ですが、マネロン対策、実質的支配者を確認するという機能を挙げておられます。定款認証が果たそうとしている目的としてこういうものがあること、そしてそれらの目的自体が重要でないわけではないということはおそらく前提として良いものと思っております。

ただ、先ほどご紹介いただきました参考資料1-2の文書をまとめる際に規制改革推進会議で議論をいたしましたのは、そういった目的があるというのはもったもな事だけれども、その目的を果たすための手段として定款認証というやり方、さらにはそれを公証人の面前で行うということが、他の代替的な手段も含めて考えた場合にベストな選択肢であるのかということを考えるべきであるということです。代替的な手段というのが昔は現実的にはあまりなかったわけですが、オンライン会議やAIなどのデジタル技術が進展した今日において、公証人の面前による認証というやり方でなければいけないのかということ問い直すというのが今回の会議の一つの大きな意義であると考えております。

そういう観点からしますと、定款認証の機能・意義についてという問題の立て方がされているので、定款認証にはこういう機能があるのですということになってしまうのですが、本来のアプローチはそうではなく、まず達成すべき目的が何なのかということ考えた上で、それを果たす手段として定款認証、公証人の面前確認による認証が最適なかどうか

という観点からの議論であるべきと思っております。つまり、定款認証に一定の機能と意義があるということから始めるべきではない、ということです。

また、先ほど、3つの機能が挙げられていましたが、全部まとめて、合わせて一本というような議論ではなく、一つ一つ分析的に潰していく、潰していくという表現は語弊があるかもしれませんが、一つ一つ分析的に見ていく必要があると思います。例えば、定款の存在は、公証人の前で確認しなくても、登記所に定款を持ってくるわけですから、登記所に行ったときに定款があるということは確認できるので、定款の存在を確認するという機能は公証人による面前確認である必要は全くないと思われま

す。また、記載内容の明確性というのは、どこまで明確でなければいけないか、公証人がどこまで明確性を求めているか、曖昧なものである、これをゴールとして掲げるのは少し問題があるような気がしています。もちろん、定款の内容が不明確であると、その後、法人の設立が無効になるのではないかという議論があることは承知していますが、現実になんかそんなことがどれだけあるだろうということは一度フラットに考える必要があるだろうと思っております。

おそらく一番意味があり得るのは、定款の内容が会社法の関係法令に違反しないか、先ほど原田委員からもご指摘がありましたけれども、やろうとしている事業内容が業法にマッチしているかということかもしれませんが、会社法の関係法令については、後で出てくるかと思いますが、あらかじめ一定の範囲内で選択をするモデル定款というものを考えた場合に、それでほぼ対応できるのではないかと。AIの精度がどれだけかによるのかもしれませんが、公証人でなければ確認できないという世界ではなくなっているのではないかと気がしております。業法に合っているかどうかということですが、これは定款認証という場でやる必要があるのかという疑問があります。先ほど原田委員がいみじくも言われたように、行政書士さんがやってくれる部分はかなりあり、また、業法とは関係のない事業をやる方もたくさんおられるわけですから、規制業種をやろうとしている方にとっては意味がなくはないのかもしれないのですけれども、他の事業をやる人もこの手続に巻き込まれていくのが果たして合理的なのか。また、許認可が取れなかったらそれは設立する人の自己責任なのであって、社会的に困ったことは起きないわけですし、許認可を取らずに事業を行うという問題については、規制官庁がしっかり見ていけばいいという話なのかと思います。これも、手段の適切性という観点からは、どこまで強調されるべきものなのか、そういう機能が付随的にあるのかもしれませんが、決してメインとして見るべきではないと思っております。そうすると、1つ目の機能のために公証人による定款認証が必要かどうかは、モデル定款がどれだけワークするかにかかってくるのだらうと思

います。2つ目は不正な起業・会社設立の抑止ということですが、不正な起業とはそもそも何かということが私にはよく分かっていないところがあります。不正な事業、違法な事業活動があつてはならないことはもちろんなのですが、起業自体が不正というのはどういうことを意味しているのか。事業内容の違法性は、ひょっとしたら先ほどの定款の法令適合性に含まれるとしますと、ここで問題なのは書かれていますとおり、発起人がいないとか成りすましをしているという話かもしれませんが、ただ、発起人がいるかどうかということはマイナンバーカードで確認が可能であり、法人が発起人である場合もその法人が存在していることが確認できればそれでいいわけです。また、逆にそれが公証人による面前確

認で確認できるのかという問題もあります。現在の会社設立手続では、公証役場に行く人は発起人本人である必要はなく、司法書士や行政書士が代理で行かれるということもあるわけでして、そうすると、その背後にいる人が本当にいるかどうかを直接会って確認していることにはなりません。そういう観点からは、この機能は今現在においても既にどこまで果たしているのかという気がしております。また、ある人が本当に会社を設立する気があるのかどうかは、ある意味どうやっても分からない、公証人が会って聞いたからといって果たしてどこまで見抜けるだろうかという気もしているところがございます。そうしますと、2つ目のところは、会ってみるといのは一つの手段ではあるのですが、より確実な本人確認手段がある中で、これが果たしてどうなのかということが疑問に思われます。

最後に、3つ目のマネロン対策としての実質的支配者の把握についてです。これは、書かれていますとおり、FATFの対応として要求されてきたもので、元々、公証人の定款認証の機能として昔から言われてきたものではありません。FATFの議論の中で、日本にはそれに対応するものがなかったので、その機能を一部、公証人の定款認証の中でやろうと、何年前だったか忘れてしまいましたけど、そんなに昔ではなく追加された機能であると理解をしております。これによって、FATF審査団からも評価を得ることができたことは政府全体としては大きな意味を持つのかなと思いますけれど、これで十分だと言ってもらっているわけではなく、所詮、株式会社という限定された類型で設立段階でしか見ておらず、その後はフォローできていないので、本来のあるべき対応ではないと考えられております。本来は、設立時を問わず、株式会社、合同会社、合名会社、合資会社を含めて、実質的支配者が誰かということ把握するための仕組みというのが会社法もしくは他の法令で対処されるべきであって、たまたま存在していた公証人による設立時の定款認証手続で、言い方は悪いですが、お茶を濁すということはあってはならないと考えております。今はそこしかないのかもしれませんがやっていますが、逆にいうと、これをメインにして公証人の定款認証制度を議論することは本末転倒なのかなと感じているところです。

そうしますと、残るのはどこだろうかと、中々悩ましいので、今回こういう会議が開かれているのだと思います。長くなってしまったのでそろそろ終わりにしたいと思いますが、やはり機能ごとに見ていって、最適な手段が何なのかという観点から、定款認証の機能・意義について考えるべきだろうと考えているところがございます。長々と失礼いたしました。ありがとうございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。たくさん実質のあることを言っていただきました。

他の方はいかがでしょうか。では、関委員お願いします。

○関委員 資料1の検討事項に掲げてあります各項目について、それぞれ分けてコメントするのが難しく感じていまして、複数の項目にまたがるようなコメントになってしまいます。まず、先ほどの後藤委員のご意見については、賛同いたします。それに加えて、色々と説明を聞いていまして感じたことを少し申し上げたいと思います。調査結果を2つほどご説明いただきました。それを拝見すると、公証人の定款認証を受ける必要があると言えるほどの指摘事項が、少なくとも調査結果を見る限り、あまりないように思います。ややテクニカルな指摘が多いので、最近のデジタル技術の活用を考えれば、こういった指摘を受けないレベルの定款を作ることが十分可能なのではないかと思います。他の調査項目を見ると、公証人と色々ご相談したいという意見もありましたので、選択式にすれば良い

のではないかと思います。相談したい方は相談すればいいし、そうでない方は公証人による定款認証をスキップして、登記所へ直接持って行く。デジタル技術をどう活用するかは十分議論が必要であると思うものの、今の技術で可能ではないかと思います。

○佐久間座長 ありがとうございます。鈴木委員お願いします。その後、増田委員お願いします。

○鈴木委員 鈴木でございます。起業促進、起業家の負担軽減という点におきましては、大いに賛成するところであります。実務家として、現行の定款認証制度につきましては、設立する会社の適法性をチェックする、いわゆるゲートキーパー的な機能、そして、スタートアップ段階における相談・助言の機能を有していると理解しております。そして、これまで、不当な会社の設立を抑止してきた歴史的な経緯はあるのではないかと考えており、ご存じのとおり、昭和13年の商法改正で導入され、一定の評価がされているものとも理解しております。また、社会の健全性を維持するという観点からも、法人格を取得するという重要な局面においては、一定のハードルがあってもしかるべきではないかと考えているところです。さらに、先ほど、後藤委員からも言及がありましたマネロン対策については、後発的、付随的に加わったものかもしれませんが、現在、実務的には大いに有効なものとして理解しているところです。

○佐久間座長 ありがとうございます。では、増田委員お願いします。

○増田委員 私からは消費者の視点でお話したいと思います。まず、デジタルを活用してスタートアップの起業を支援することは非常に重要なことだと理解しています。ただ、同時に消費者被害の防止や株式会社に対する信用低下の防止についても配慮していただきたいと考えております。消費者は、有名な企業以外の企業について、信用性を把握する方法を知りません。定款や登記簿を確認した上で取引をすることは考えられませんので、信用できるかどうかの一つの指標が株式会社であるということだと思います。株式会社は定款を作成して内容の確認を受けるなどの一定の手続を経た上で公証人の認証がされているはずであるから、そうでない会社や個人事業主等よりも信用して良いのではないかとこの考えが基本的にあると思います。資本金が1円でも株式会社が設立できるようになりましたけれども、そのこと自体を知らない方が多くいますし、株式会社に対しては国民から高い信頼が寄せられている状況にあります。そのため、これまで消費生活相談においては、ファンド型投資商品、株式、社債などを対象とした消費者トラブルも多数、繰り返し行われておりまして、それらを販売する形式として、本当に定款が認証された株式会社かどうか確認はできていませんが、株式会社の名称が使われている例がほとんどでした。一般消費者、特に高齢者や若者は、多角的に情報収集する手段を持ち合わせておりませんので、株式会社という形態を信用しやすいと思います。このようなケースでは、一旦被害に遭うと、おおよそ被害回復は困難です。また、相手方の所在が不明ということがほとんどです。かつて、私も、相手方から「電話はかけてくることができても、所在が分からないから行政処分はできないだろう」と言われた経験がございました。やはり、株式会社という形態を使って信用させて、トラブルを生じさせることがあるということについては、非常に注意が必要であると思います。アンケートでは、公証人の認証を受けることについて様々な結果が出ておりますが、現在の状況は、やはりこの認証制度を使うことによって一定の抑止効果があるのではないかと考えているところです。現在はインターネット取引が非常に多くなっ

ております。また、起業することが非常に簡単になっておりまして、さらには副業が広がっていて、事業者と消費者が非常に曖昧になっています。事業者であるという認識がない方であっても、取引に参加できる状況になっています。本当は、株式会社云々ということ以前に、相手方をもって取引をすることについての社会的責任や影響をしっかりと認識していただきたいということが消費生活相談の現場から思うところです。オンラインでも結構ですが、公証人による面談が、社会的責任等を理解してもらうことができる機会であって欲しいと思っているところです。

○佐久間座長 ありがとうございます。では、梅野委員お願いします。

○梅野委員 日本弁護士連合会で定款認証に関して意見を申し上げたことがございますので、その観点から見解をご紹介するとともに、私見も申し上げたいと思います。参考資料2にある3つのポイント、定款認証の機能については、私どもとして異存のあるところではございません。後藤先生のアプローチとは少し異なりますけれども、まずその点に関してコメントさせていただきます。

①については、定款の作成の有無、定款の存否、あるいは定款の内容をめぐる争いを未然に防ぐという機能があるということです。現在、定款認証制度があるので、そういう紛争が多発しているわけではないのですが、果たして定款認証制度をなくした場合に本当にそういった紛争を防げるのかどうかという観点から検討する必要があるのではないかと考えております。会社を設立した後に、内紛とかが起こり、定款の内容がどうなのかという争いになることが今でもあると思いますけれども、20年に限ったとしても、公証人が定款を保存しておく意義というのはある程度あるのではないかと考えております。そういった観点から、この機能・意義については、もう一度検討すべき必要があるのではないかと考えております。

次に、②不正な起業・会社設立の抑止ということですがけれども、私どもとしても、現在の定款認証が起業家の方々にとって障害になっており、デジタルを活用してスピードアップした上で、負担軽減をする必要があるというのは、全く異存がないところですし、そのために改善等を進めなければいけないだろうという認識は有しています。一方、これに反する要素もあるのではないかと考えており、どのようにして、スピードアップと、あえていえば会社が濫用されるようなリスクを調整していくかが難しいポイントだろうと思っています。株式会社は、法人格が付与されることによって、人間とは別の財産上の権利義務の主体となるものでございます。先ほど増田委員からご発言いただいたとおり、日本社会の中では株式会社は重要な役割を果たしています。逆に、そのような信用が悪用されて、消費者詐欺犯罪、劇場型犯罪というような詐欺犯罪だと、株式会社がぞろぞろ出てくることがございます。あるいは詐欺的投資勧誘とか、マネー・ロンダリング等の犯行ツールとして、株式会社が隠れ蓑として利用されるということがあるのが実態だと思います。後藤先生は、不正による起業がどういうものかわからないとおっしゃいましたけれども、私どもとしては、そういった犯罪に利用されるような目的で設立されることを、不正な起業と捉えています。やはりそういった不正な起業がなされることを防ぐために、会社の設立は、人間が一人誕生するのと同じことですから、ある程度慎重なプロセスというのでも必要であり、起業のための負担軽減とは合致しない面があることは確かなのですけれども、バランスをとりながら考えていく必要があるのではないかと考えております。定款認証手續にお

いて公証人は発起人あるいはその代理人と直接のやりとりをして起業の意図等を確認する、その過程において、実態のない株式会社が設立されるケースとか、違法な目的での株式会社が設立されることを抑止する機能、これは事実上のものなのかもしれませんが、こういった機能を有しているのではないかと考えています。公証人はこのようなプロセスを通じて発起人の実在についても間接的に認証していることになるので、実在しない自然人・法人を発起人とする会社の設立であるとか他人の氏名を騙った定款の作成等を抑止する機能というのがあるのではないかと思います。要は、定款認証プロセスの中で、公証人という人間がチェックをすることによって、ある程度不正な目的で会社を起業しようとする人に対しては抑止的な機能を果たしていると考えています。特に対応が必要だと考えているのは、第三者による成りすましの場合であるとか、あるいはあまりに多くの会社を一斉に設立するような場合になります。現在オンラインで会社設立を簡略化することが考えられていますけれども、パソコンの前に座ただけで10も20も簡単に会社できてしまふことが仮にあるとすると、そういった会社がまた悪用されるようなリスクも多いのではないかと、そのような観点で、あまりに多い会社の設立については、チェックをする必要があるのではないかと考えています。これらに関連する実態調査が行われていて、参考資料5-1の11ページになりますけれども、それを拝見すると、認証に至らなかった事案は、2万件のうちの99件、0.5%、あるいは不正な起業が疑われる事案を経験したことがあるという公証人が9.9%あるということですから、この数字をどうみるのかにかかってくる問題だと思います。こういった事柄があったことが示すように、一定程度公証人が認証プロセスにおいて果たしている役割というのは、積極的に評価できると思います。

それともう1点が、実質的支配者の把握の仕組みです。これは先ほど後藤先生がおっしゃられたとおり、公証人の認証制度ができた後で後付けされたというのが事実ですので、これ自体をもって公証制度の意義として元々あったものとするのは正しくないはそのとおりだと思います。現時点においては、定款認証時の反社チェックとして、日本公証人連合会が保有する暴力団員の情報であるとか、国際テロリスト資産凍結特別措置法に基づく国際テロリストについてのデータベース、これに基づいて実質的支配者となるべき者が暴力団員等に該当するか否かを調査されていると理解しております。また、その疑いがある場合には、さらに警察庁に照会するという手段もあって、設立時に限られたものではありませんけれども、反社チェックがきちんと果たされていると考えております。もちろん、会社設立だけでそのようなチェックをしても、一時点にすぎないので、継続的にやる必要があると指摘をされていることは承知しておりますし、そのようなシステムがきちんとできるのであれば、必ずしも公証人が設立時にやらなければいけないことではないのかもしれませんが、けれども、少なくとも現時点においては一定の役割を果たしているし、そういった意味では意義があるだろうと考えております。少し長くなりましたが、とりあえず意義についてはそのように理解しております。

○佐久間座長 ありがとうございます。では神作委員、お願いいたします。

○神作委員 学習院大学の神作です。定款認証の意義と機能についてですけれども、私は会社法を専攻していますけれども、会社法の基本的考え方は、定款認証が会社法における株式会社設立規制の最初の第一歩であるという捉え方だと思います。つまり、定款というのは、まさに会社の根本規範であって、それに基づいて、様々な設立手続もそうですけれど

も、会社が設立された後は定款に従って会社が運営されていくこととなります。設立手続の最初に定款の認証が組み込まれていることの意義を認識することが大事であると思います。逆にいうと、なぜ英米法系では定款認証はないかという、設立手続が非常にシンプルで、大陸法系とはそもそも設立手続が大きく異なります。これは翻って、定款認証制度を見直すのであれば、定款認証のところだけではなくて、設立手続全体を見直す必要があるという議論につながる可能性が大きいことを示唆しています。まずその点を一言申し上げるとともに、参考資料2を拝見してやや違和感があるのが、発起人の実在とか設立意思の確認、すなわち発起人の会社設立の真意の確認が2の「不正な起業・会社設立の抑止」の項目に記載されているのですが、もちろんそのような面もあると思いますけれども、私は定款の記載事項というのは大きく2つの種類のものがあると考えております。すなわち、まさに会社の根本規範である会社の目的とか商号とか本店所在地を決定すること。それから、もう一つは発起人の氏名又は名称及び住所が定款の必要的記載事項になっていますが、私はこれはちょっと第1の種類の変換記載事項とは性質が違うと考えております。発起人というのはまさに会社を設立していくに当たって中心的な役割を果たすとともに、各発起人は必ず最低1株は設立時発行株式を引き受けて設立当初の株主にならなければならないという規律になっています。そのような重要な意義をもち設立を主導する人が、きちんと本人確認を含めて会社設立の意思があることを確認すること。これは不正な起業・会社設立の抑止というだけでは捉えきれない問題で、1の中に本来は含めるか、あるいはちょっと別の言い方をすると、法務省の説明では機能の1、2、3のいずれにしても違法なものを防ぐとか、不法なものを防ぐとか、そういう観点で書かれていますけれども、定款認証というのは、先ほども実態調査のご紹介がありましたように、大部分は問題のないものですよね。でもそれでは定款認証手続に意味がないかというところではなくて、設立手続がそこからスタートするわけですので、それについて問題ありませんよと、チェックをしているのだと思うのです。チェックをされたら安心して次のステップにいくと。先ほど申しましたように、日本の会社法というのは、設立について、会社法だけではなくて一般社団・財団法人法その他も全てそうだと理解していますけれども、設立手続の一步を、まずは法人の根本基本である発起人を明らかにすることによって、スタートをきちんと切らせるという意味でチェック機能を働かせているのだと思います。そのような観点からすると、定款認証には一定の意義と機能があって、ただ、これは後藤委員の言われるとおりにかと思えますけれども、例えば、前述した第一の種類の変換記載事項のチェックについては、すべて公証人の前でチェックする必要はないと思うし、他に合理的なやり方がいくつもあると思うのです。他方で、発起人についての意思確認とか本人確認というのは、これは代理人が来てできるのかなあと疑問に思います。これは、発起人本人の同一性を確認するとともに、会社設立の意思について本人に確認する必要があると思われまふ。この点についても、代理人によることを認めている今の定款認証の在り方には、個人的には疑問をもっています。面前でやるのだとしたら、本来面前でしかやれないこと、やるべきことをやればどうかと思いますし、他方、たとえば会社の目的の記載の適法性や合法性などむしろ審査を合理化できるところは、きちんと合理化することが適当であると思います。それからマネロン関係は、先ほど申しましたように、本質ではないと思うのですけれども、先ほど来、日本の会社法制の下では発起人は必ず当初株主にならなければならないというこ

とで、日本の設立のほとんどが発起設立で発起人以外の者は登場しないわけですから、実質的には会社の支配者の捕捉についてかなり機能しているのではないかと考えています。その意味では、3のマネロン対策というのは、今回の定款認証の文脈で、どこまで取り上げるかという問題はありますけれども、マネロン対策として定款認証を活用するのは、別の視点から定款認証の副次的な効果というのでしょうか、そのような意義が認められると思っています。したがって、私は、定款認証について見直すべき点は多いけれども、定款認証を例えば合同会社のようにやめるという話ではないのではないかと感じています。簡単ではありますけれども、私からは以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。後藤委員お願いします。

○後藤委員 二度目で申し訳ございません。今まで皆さんのご発言を聞かせていただいて、少しだけコメントをさせていただければと思います。まず一番大きく気になりましたのは、機能としてどういうものがあるのかということをお話する時に、皆さん「一定の機能がある」とか「それなりに機能がある」という表現を多く使われていたことです。その表現の仕方自体がやはり問題があるように思っておりまして、「一定の」というのはゼロであると言いつけることはできないというニュアンスだと思うのです。これまでこの議論はだいぶ前から行われてきていますけれども、ゼロとは言い切れないから残しましょうという議論の仕方ではやはりいけないのではないかと、今回問題となっているのだと思いますので、そのまとめ方は絶対に避けなければならないのではないかと感じているところがあります。

また、ものによっては本当にそんな機能があるのだろうかということもあります。例えば、増田委員がおっしゃっておられました消費者被害の防止は、非常に重要なことかと思えますけれども、公証人が定款の認証をすることによって果たして消費者被害が防止できるのだろうか、私はほぼ無理ではないかと思っています。もし最初から犯罪行為に使うために株式会社を設立しようとしている人がいるとすると、そんなことをやろうとする人ですから、公証人の面前でも白々しくふるまうことができ、結局何も見抜けないのではないのかという気がしております。ひょっとしたら公証人の方はしっかりと見抜けるのかもしれないかもしれませんが、そうとは限らないとすると、公証人による定款認証で見抜けているだろうから設立された会社は大丈夫であると思ってしまうことの方が問題ではないかと思っています。公証人による定款認証で消費者被害を防止しようとするのではなくて、直接的な消費者法の在り方、金融被害の防止ということの方が重要であって、ひょっとしたら消費者被害の防止につながる可能性がゼロではないからということをお話しているのか、一番大きな疑問を持っているところでございます。そもそも株式会社だから信じられるということ自体が、私は非常に大きな誤解であると思っていますのでけれども、それを「一定の」という表現で括ってしまうことには、先ほど申し上げたように大きな疑問を持っております。

梅野委員がおっしゃられたような、多くの会社を一斉に作ることについては、その何が悪いのだろうかという気がします。使われ方次第によって良いか悪いかが決まるのであって、そのこと自体が悪いわけではないように思います。また、今現在、定款認証の場で、「あなたは他に何社作っていますか」と聞いているわけではないと思いますし、聞く権限もないと思うのです。それをここで持ってくるのはちょっと話が違うのではないかなとい

う気がいたしました。

また、神作委員が、定款認証は発起設立手続のスタートであるとおっしゃられましたが、スタートは発起人による定款の作成であって認証ではないと私は理解しております。その時に公証人がチェックをするのはそうなのですけれども、チェックをここでしなければいけないのか、登記所で受け付ける段階でスクリーニングすれば十分ではないかということがここでの問題なのではないかという気がしているところでもあります。大陸法系と英米法系が違うという参考資料6-1についても、大陸法系と英米法系がそんなに完全に分かれていなければいけないわけではないですし、冒頭で申し上げました国連の会議に出ました際には、例えば、南米諸国は基本的にスペイン、ポルトガル系ですので、大陸法系、フランスに近いのかと思っておりますけれども、スペイン、ポルトガル自体は公証人をしっかりと堅持しているようですが、それを受け継いでいる南米諸国は、むしろこのままだとよくないということで、定款認証を廃止するということが多かったように記憶しております。なぜそうしたかということ、日本とは違う文脈かと思いますが、個人で事業をするというより、むしろ会社を作ってもらった方が、国から見てもビジブルになり、不正も起きにくくなるので、経済を活性化するためには、できるだけ設立手続を簡略化した方がよい。先ほどハードルがあった方がいいというお話がありましたが、むしろハードルをできるだけ低くする方が、望ましいのだという政策的な意思決定をして、そういう方向に進んでいる大陸法系の諸国もありますので、日本が大陸法系だからといって、そういう方向に進んでいけないというわけではないということを併せて申し添えておきたいと思えます。

○佐久間座長 ありがとうございます。神作委員お願いします。

○神作委員 大変貴重な情報を教えていただきありがとうございます。ご質問なのですが、南米諸国では、定款の認証だけを廃止したのか、設立手続自体もどちらかということと英米法的になったのかそこを教えていただければと思います。

○後藤委員 残念ながらスペイン語が読めないもので、どこまで理解しているのかという問題はありますけれども、全体としてアメリカ法の方向にシフトしているということは事実であるかと思えます。

○佐久間座長 多様なご意見をいただきました。まだこれで打ち切るということではありませんけれども、伺いましたところで、まとめるということではなくて、こういうポイントを今後考えていかなければいけないかなということを、何点か申し上げておいて、そのような理解でよろしいかということをご確認いただければと思います。おっしゃり方は違ったと思いますが、共通している点はたくさんあったと思います。まず、スタートアップ支援は必要であるということは、どなたも否定されておられず、そして現在の定款認証はスタートアップ支援の観点から最適であるとおっしゃった方は一人もおられず、見直しは必要であろうとおっしゃられたと思います。他方で、全ての株式会社の設立について、定款認証に意味はないのだとおっしゃられた方もいなかったと思います。一部の、一部というのは少ないという意味ではなく、全部ではないという意味ですけれども、一部の株式会社について、定款認証は不要ということは言えるのではないかとおっしゃられた方はおられましたが、残してはいけないとおっしゃられた方はおられなかったと認識しております。違ってれば違くと後で指摘してください。その上で、大きな焦点になるのは、後藤委員がおっしゃられた、3つの機能を満たすというか、きちんと今後も維持するというこ

とが重要なのであって、定款認証がこの機能を果たしているから定款認証が必要なのだというのは違うだろうというのは、その後の皆様のご発言を伺っておりますと、一定程度受け入れられているのではないかと思います。定款認証において、この3つの機能の全てが意味を持っており、実際に機能を満たすものになっていると考えられている方はおそらくおられず、部分的な効果に止まっているということも共通認識なのだろうと思います。この部分的効果に止まっているというところから、おそらく考え方が分かれていて、部分的な効果なのだから要らないのではないかという方向に進まれる方と、部分的な効果であっても、少なくとも現状は他にこれらについてきちんと受けられる制度があるという見通しが立っているとはいえないので、その程度であっても確保する意義があるのではないかとお考えになっている方がそれなりにおられたのではないかと思います。そうだといたしますと、この議論を進めるに当たりましては、この3つの他にも機能があるかもしれませんが、少なくともこの3つの機能については、損なわれることがあってはならないというのが共通認識だと思われますので、損なわれないようにするために、仮に定款認証を廃止した場合、あるいは、ある部分について行わないとした場合に、どういう制度というか、ほかの代替措置を講じていくかということが大事なだろうと、その議論が欠かせないのだろうと思いました。また、神作委員がおっしゃった、設立手続全体を見なければいけないのだということについても、おそらく明確におっしゃったのは神作委員、その後の後藤委員だけでしたけれども、皆さんが共通してお考えになっていることであろうと思いますので、定款認証を仮に大きく変えるということになった場合は、会社設立に至る手続、あるいはその後も含めてなのかもしれませんが、これまで定款認証が果たしてきた機能をどこでどう受けるのかをやはり議論する必要があると思いました。そして、もう1点だけ付け加えますと、今言われている3つの機能に定款認証の意義が限られているという受け止め方と、そうではなくて他の機能があるとおっしゃられた方もおられたかと思えます。例えば、定款認証が行われていることの安心感も一つであるでしょうし、鈴木委員はスタートアップの相談・助言機能もあるとおっしゃられました。神作委員もおっしゃられたかと思いますが、不正の防止に限らず、もう少し広い役割を定款認証が持っているのではないかと。これ自体の検証が必要になるかとは思いますが、その面をどう捉えるかということも、今後議論の中で見ていければと思っております。今申し上げたもので全てをまとめましたということではありませんので、おっしゃられたことの基本的な整理がこのようなことで間違いがないかということだけを確認したいのですが、よろしいでしょうか。では後藤委員お願いします。

○後藤委員 長々としゃべったことを要領よくまとめていただいてどうもありがとうございます。基本的な方向性に全く異存ございませんので、そのように進めていただければと思いますが、設立手続全体にはねるのかということについては、私は必ずしもそうは思っておりません。例えば、定款認証制度の全廃ということが仮に起きたとしても、設立時の資本制度関係の話ですとか、変態設立事項とか、そこも併せて変えなければいけないというわけではない。それは独立して議論されるべき問題であって、定款認証制度が変わったからといって当然に連動しなければいけないものではないと考えています。

○佐久間座長 言い方が悪かったかもしれませんが、手続そのもののどこかを変えるという話ではなくて、設立に至った段階にですね、この機能がどうも意味がなかったとか、そう

ということにならないようにするというのが私の趣旨でございます。

では関委員お願いします。

○**関委員** 座長のまとめを正確に理解しているか自信がないのですけれども、一つは、参考資料2の3つの機能について、会社設立時にこれを担保すべきということに異論はないのですけれども、定款認証でこれを担保するというところまでは言えないのではないかと念のため申し上げます。定款認証でできるケースもあればできないケースもある、それは先ほどの座長のまとめにもあったかと思えます。その上で、今すぐできるかどうかは別として私は定款認証制度をいずれ廃止していくべきだと思っています。その第一歩として、今、デジタルが進歩していますので、デジタル技術を活用してできるだけスタートアップ環境を推進するために廃止できる部分は廃止、具体的に言うと、例えば、モデル定款のようなものが考えられれば、その場合については定款認証を経なくて良いとするのも一つの考えだと思います。念のため申し上げます。

○**佐久間座長** 承りました。神作委員お願いします。

○**神作委員** 設立手続との関係で私が少し懸念しているのは、今の会社法の考え方によれば、設立手続の第一歩である定款作成について、公証人の認証によって定款が初めて有効になるというわけですから、定款認証がきちんと行われて、次の設立手続に進み、最終的に設立の登記をすることにより、法人格を取得することになります。最初のスタートのところで定款認証がない場合に、設立の登記の在り方がどうなるのかを少し心配をしています。商業登記のところで渋滞が起こるのではないかと懸念を持つのですけれども、それだったらスタートのところできちんとチェックをして、次に進んだ方がいいと思います。実証的な話ではないのですが、今までの商業登記の在り方を維持しつつ、いきなり設立の登記をするという前提での議論なのか。私は、どう見ても定款がおかしいという場合には、設立の登記をすることはできないのではないかと気が当然しているのですけれども。むしろ問題が、設立手続の最終段階である登記の場面において表面化し、集中するのではないかと懸念しています。

○**佐久間座長** 鈴木委員お願いします。

○**鈴木委員** 今、商業登記のお話が出たところで、仮に定款認証がなくなるということになりますと、登記の場面で相当な負荷がかかるのは容易に想像できる場所です。現在、定款認証という関門と専門資格者のチェックという関門と登記所の審査という関門の三つで分散的に対応をしているわけです。専門資格者が入らないケースももちろんありますけれども、その負荷や漏れがどうなるかということに危惧します。一方で、マネロン対策のところで言いますと、複層的にチェックをすることは、抜け穴を防ぐという点で有用であると考えております。実態のない会社ができるというのは、その後の社会に混乱を来すこととなりますので、それを事前に規制するという観点において、定款認証は有用であると感じています。また、少々視点は変わりますが、現在、株式会社の設立は年間10万社ございます。そのような中、株式会社につきまして12年間何らの登記をしなかった場合に職権で解散するという休眠会社整理の制度があります。約50年前に始まったものでございますけれども、これが去年ですと約3万社が対象となっています。ただ、これは12年という年限を踏まえすと休眠している会社の整理には有用ですが、実態のない会社について、きちんと不正利用とかそういったところを事後的にフォローできているかという点、

その部分では足りないところもありますので、事後的な罰則やサンクションでなく、定款認証というある種の事前規制は有用ではないかと考えております。以上でございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。議論していただいている最中ですが、掘委員がお越しになりましたので、掘委員からご挨拶をいただければと思います。

○堀委員 遅れてまいりまして申し訳ありません。森・濱田松本法律事務所の弁護士の堀と申します。よろしくお願いいたします。

○佐久間座長 資料1をご覧くださいますと、「第1」から「第6」まで本日の検討事項が挙げられておりまして、「第1」、「第2」について、現在、お考えになっていることを皆様から伺うということで、一通りご発言いただいたところです。掘委員におかれても、定款認証の機能・意義あるいは現状・課題についてお感じになっていることがあれば、ご発言いただくと幸いです。

○堀委員 私自身は、定款認証制度について、参考資料2に記載いただいている機能や担っている役割について、いずれも法務省のご説明自体は理解できるところでございます。ただし、デジタルを活用することによって、果たして公証人という、人が面前で確認をするということが不可欠かどうかという点については、定款は会社の根本規範でございますので、内容の適法性、明確性を確保することは非常に大事でございますけれども、それを担保できるような措置がとられるのであれば、公証人の定款認証というのは一定の場合に限り不要とするという判断もあり得るのではないかと考えております。一つは、定款の内容については、モデル定款などを利用して会社法上の違法がないような形で列記されたものの中から選択できるであるとか、会社名、事業目的などの可変の項目をかなり少ないものにするということで定款の適法性を確保できないか。また、成りすましや違法性のある目的を排除するというところでありますけれども、マイナンバーカードも含めてデジタルの認証手段というものがこれだけ発達してきておりますので、そういうものを活用できる余地はないか。最後のマネー・ローンダリング対策につきましては、実質的支配者の申告ということでございますので、こちらも公証人に申告しているのと同じく、チェックボックスなどを用いることなどによって申告して確認書類により担保することが、今の担われている機能を著しく損なうことになるのかどうかということについては、デジタルでも代替できる余地があり、それを付した上で商業登記手続に持ち込まれるということでも、ある程度担保はできるのかなと考えているところでございます。

○佐久間座長 最初は「第1」、「第2」についてご意見を伺うということで仕切りはしておりましたが、実質的には、「第3」、「第4」についても、かなりご発言をいただいたかと思えます。続いては、特に「第3」ですね。起業家の負担軽減に向けた運用上、制度上の改善策について、改善が必要だということについては、先ほども、まとめとしてお話ししておりましたが、どなたも否定されていないのですが、例えば3つの機能を崩さないという前提の下で、現時点で具体的にこういうことが考えられるのではないかとのお考えがもしありましたらご発言いただければと思います。

○原田委員 先ほどからモデル定款についてお話をされていたかと思えます。デジタルを活用することなのですが、実際の許認可の現場では、自己責任かも分からないのですが、非常に細かい分類があって、例えば、建設業は29種類もあり、明確な目的の記載を作らないといけない。将来にわたって実際に事業を営んでいく上で、どういった事業を進

めていくかということも、設立時にヒアリングした上で進めていく。こういったことも非常に必要だと思っています。また、最近では留学生がスタートアップで創業することもありまして、在留手続の変更許可申請と会社設立が併せて行われるということがございます。留学生は、日本の制度について非常に知識が少ないという場合があります。先ほど鈴木委員からもスタートアップについて、しっかりとサポートするというご意見もあったと思うのですが、まさにそのとおりだなと思っています。起業される方をしっかりとサポートするために、定款認証は必要な場でもあると思いますので、自己責任の部分はあるのかもしれないですけども、そういったことも検討課題としてはあるのかなと思います。

○佐久間座長 後藤委員をお願いします。

○後藤委員 今の時点で具体的に何をという話ではないのですが、モデル定款について、以前議論になったことがありますので、念のため確認をしておきたいと思います。モデル定款といっても、考えられる全ての可能性を網羅したものを作る必要は決してなく、一人又は数名でスタートアップをするという時に、できるだけ余分な費用をかけずにやりたいという人に向けて、できるだけシンプルな、特に規制業種でない事業を始めたい人にとって、これで株式会社が作れますよという最低限のものを用意すればよいと考えています。参考資料6-2にアメリカの本当にシンプルな定款が載っていますが、日本ではさすがにここまでスカスカにはできないでしょうけれども、最低限のものが整っていれば、後は、必要に応じて定款変更をしていけば良い訳ですので、一人だけでやる場合と友人や家族と数名でやる場合くらいのパターンはあっても良いのかもしれませんが、決して網羅的である必要はないということを確認しておければと思います。モデル定款は誰が作るのか、それがモデル定款であるという認証をどこがするのかということを実践的には考えていかなければならないと思いますが、その際に、これには網羅性がないからモデルとはいえないというようなことがないようにしていただければということ、とりあえず現段階では申し上げておきたいと思います。

○佐久間座長 ありがとうございます。神作委員をお願いします。

○神作委員 モデル定款について、一言、一般的なコメントをさせていただきたいと思います。会社法を制定した時の考え方は、定款というのは、まさに会社の根本規範で非常に重要なものであるので、事業を始める人がよく考えて作成して欲しいというものでした。昔は、文具屋に定款の書式を買いに行って、その書式をそのまま使って定款を作成するというようなことがあって、会社法の下では、そのような定款の作成はやめましょうということで、定款自治の拡大と実効化を目指していたと思います。そういう意味では、モデル定款を作っていただくことはもちろん結構ですし、有益な情報になり得るのだと思いますけれども、町の文具屋で買って来たものをそのまま穴が空いた所を埋めて使うということではなくて、色々なところに創意工夫の余地があるということが分かるように、ガイダンスがされている必要があると思います。日本公証人連合会でも少なくとも4つの類型に分けて定款の記載例がありますけれども、モデル定款については、それをそのまま使うものとして想定されている訳ではないということがメッセージとしてよく分かるとともに、創意工夫がなされ得るようなポイントをガイダンスやガイドラインの形で示すことが有益ではないか、そういうことをすればモデル定款というものを有効に使っていただけるのではないかと思います。

○佐久間座長 後藤委員お願いします。

○後藤委員 平成17年改正の際の議論を神作先生ほど理解はしておりませんが、私は神作先生とは違う理解をしています。会社法で定款自治を拡大して創意工夫の余地を広げようということがあったのは、そのとおりかと思いますが、創意工夫はしたい人だけがすればよいのであって、しなければならないものでは決してないと理解しています。そういう意味では、オフザラックで出来合いのものに、先ほどのアメリカの例のように空欄を埋めて会社が作れ、すぐにでも事業を始められるということこそが必要なのではないかと考えております。文具屋で売られていたのは、余計なものがたくさんついているので、あなたのこの小さな会社で使いませんよねというものでそのまま使ってしまうことがいけないということだと思いますので、取締役も1名、株主も1名の小規模な会社であれば、最低限これだけで作れますというものを用意して、空欄を埋めるだけで問題ないと考えております。モデル定款について、色々な考え方があるのかもしれないので、そこはもう少し詰められればと考えておりますが、昔の文房具屋で売られている書式と今の違いとしては、どういうものを作りたいのかということはある程度選択していくと、AIやシステムによっておすすめのタイプが表示され、必要ないものが排除されていく、そういう形で創意工夫をアシストしてもらうということもできる訳です。決して全ての人が色々考えなければならないわけではなく、むしろ考えずに早く事業を始めたいという人がいるので、それを可能にするということが今求められているのではないかなと思います。

○佐久間座長 鈴木委員お願いします。

○鈴木委員 先ほどのモデル定款の文房具屋さんの穴埋め式についてですが、私が仕事を始めた会社法前の商法の時代にはよく使われていたように記憶しております。一方で、現行の会社法では、定款自治の拡大から定款の作成がなかなか難しくなっており、専門資格者へのニーズが増しているところでもありますけれど、従前の穴埋め方式ではなかなか対応が難しいかなと感じております。今回の議論の中心的なところを考えると、様々な起業の形態があるなかで、スタートアップ、小規模、閉鎖的な株式会社を念頭に置いて議論を進めた方が、論点もフォーカスされると思っております。そういう意味では、小規模、閉鎖的な会社であれば、ある種のモデル定款がおそらく3つか4つ程度あれば、それ自体は有用であると考えています。ただし、神作先生がおっしゃられたように、それに注釈をつけてという点につきましては、その注釈が理解できるかということが別の次元で問題になると思いますので、先ほどから申し上げているとおり、定款認証時の相談・助言機能というものも一定の役割を有するのではないかなと思っています。

○佐久間座長 梅野委員お願いします。

○梅野委員 モデル定款とは違う話ですが、定款認証の面前における確認、今はウェブ会議を利用した形が可能となっておりますけど、それについて少し現状の理解をお話したいと思います。定款認証の面前確認については、先ほど申し上げたとおり、日本弁護士連合会としては、必要だという考えに立っていますが、ウェブ会議の利用などデジタル技術の活用によってこれを行うことができるのであればそれが望ましいとの意見を述べていたところです。電子定款の認証において、令和2年からは紙の委任状を事前に公証人に郵送する方法による場合であっても、ウェブ会議の利用による認証が可能になり、より利用され易くなっております。しかし、配布された資料を見ると、まだその活用は1割程度にしか

過ぎないということで、さらに広く使ってもらふ余地はあるのではないかと思います。公証人とのやりとりを見たことがあるのですが、ウェブ会議をつなぐと、すぐ必要な手続を進めていくことができます。公証役場に行く手間が省けて、スピードアップにつながる状況になっていることはここでお知らせしておく必要があるだろうと思います。

話は変わりますが、完全なワンストップ化とかデジタル化とか、そういった観点からは、現状にも色々と課題があると理解しています。例えば、電子定款による場合についても、実際には公証役場と事前にやりとりをする必要がありますし、紙の委任状や印鑑証明書、登記事項証明書が必要な場合には郵送をしなければならないので、必ずしもデジタルで完結するわけではないという課題が残っていると思います。委任状自体も電子で作成できると思うのですが、マイナンバーカードの電子証明書を使った電子委任状があまり活用されていないということを聞いたことがございます。できれば、このあたりの実態を調べていただければと思います。必ずしもデジタルでは完結しない、つまり、公証役場と実際にやりとりをするとか、郵送をするというところが残っているというのが現状だろうと思います。また、電子認証では、登記供託オンライン申請システムを使う必要があると思うのですが、このソフトをダウンロードしなければならないし、電子署名をする場合は、電子署名機能が搭載されているPDF変換ソフトを使用しなければならないなど、オンラインで手続ができるといっても、WEBにつなげばそのまますぐに手続ができるというわけではない状況ですので、まだより使いやすくする方法を検討する余地はあるのではないかと思います。システムの構築とか、なかなか難しい問題にはなってきますけど、そういった問題意識を持っております。

また、クレジットカードによる手数料の支払いについて、ウェブ方式と店舗方式の2種類があって、ウェブ方式は公証役場から送付されたURLを使う方式ですが、その場合には発起人本人のカードしか使えず代理人のカードが使えないといったことがあるようですので、より使いやすいシステムにしていく可能性はあるのかなと思います。

○佐久間座長 電子のみの手続で完結することにハードルがあるということですね。関委員お願いします。

○関委員 モデル定款について、私は定款認証をなくして、最初から登記所に持って行けるということをイメージしているのですが、その前に、モデル定款とは何か、条件なども議論しなければならぬと考えています。現在、モデル定款のようなものを生成してくれるクラウドサービスがいくつかの会社から提供されています。それを使えば、画面上のアドバイスに従いながら色々な事項を入力していけば、定款が生成されます。現状、今の制度でいけば、それを利用した上で定款認証を受けることになると思います。今後、制度の見直しで負担軽減をどこまでやるかという話になると思うのですが、民間企業が提供するクラウドサービスが生成する定款をモデル定款とするのか、あるいはそれのうち国側が認めたものをモデル定款とするのか、公的なところが提供する形にするのか、色々な考え方があると思います。モデル定款として提供される条件とか、あるいはそれを提供する仕組み、途中で改ざんされていないことを担保する仕組みであるとか、色々な要素が必要だと思っていますので、そこはおいおい議論していけばいいと思っています。いずれにしても、ぜひとも会社設立の負担軽減の視点で色々検討していただいて、設立が簡単にできる仕組み、かつ、参考資料2にあるような機能についてはクリアできるような

仕組みをお考えいただければと思います。

○佐久間座長 ありがとうございます。モデル定款について様々なご意見をいただきました。いずれも貴重なご意見でした。モデル定款については、次回以降、ご議論いただく機会もあろうかと思っておりますので、様々なご意見をいただければと存じます。堀委員お願いします。

○堀委員 モデル定款について、おいおいご議論いただけると伺いましたけれども、先ほど神作先生がおっしゃられたような定款自治で、会社法上、様々な機関設計を選択できる自由度が増えて、それを選び取るのだという趣旨は全くその通りかなと思いました。そういう形で創意工夫したいという場合には、例えば、公証人の認証は残すことにして、そうではなく決まった形でスピーディーに定型的なものを選び取るのだという発起人との関係では、モデル定款を使う。その場合のモデル定款は、こういう選択が会社法上とれますよというものよりは、むしろ定型で、会社法上、違法でないとか適法なものであることを確保するためのモデル定款になってくると思います。先ほど関委員がおっしゃられたような、どういう形でそれが変化していないことを担保するのか、公証人による認証をなくすということであれば、誰がそれを担保するのか、システム上でそれを担保できるのかということの議論が必要になってくるのではないかと思います。

○佐久間座長 増田委員お願いします。

○増田委員 私も手順のデジタル化でモデル定款を活用するということは基本的に賛成でございますが、スタートアップを目指す方にとっては、必ずしも会社設立についてよく理解しているわけではないだろうということが懸念する点であります。専門家が関与しているケースとそうでないケース、提出された定款がモデル定款を使っているかどうか。またその確認をAIで行うことになるのか。それから、先ほどご意見もございましたが、スタートアップへの相談・助言、情報提供をどういう場面で行うのかということ是非常重要的ことだと思いますので、ぜひ今後、議論していただければと思っています。

○佐久間座長 モデル定款について先ほど神作委員がおっしゃられたのは、創意工夫ができるのが望ましいということと理解しました。シンプルなものを用意して使うことまで必ずしも否定はされないけれども、そのシンプルなものを見もしないで使ってしまうことに対する危惧をおっしゃったのかなと。鈴木委員も同じようなことをおっしゃられたと思うのですが、その理解でよろしいでしょうか。それともシンプルなモデル定款が選び取れること自体にやや消極ということでしょうか。

○神作委員 モデル定款の在り方については、今後議論を重ねていくことになると思いますけど、私の基本的な考え方は、会社を作る以上は、自分とは違う人格ができるわけですから、どのような目的をどのような機関設計により追求する組織を作るのかということをおそらく発起人、すなわち会社を設立する人に十分に意識していただく必要があるということです。定款認証という関門が、会社設立手続の始めに容易されているのは、そのような意義もあると思います。また、決して一般化できないかもしれませんが、あるアメリカの有名企業の経営者が書かれた本に、今は昔と違って、パソコン一台とガレージがあれば起業できる時代ではなく、色々な規制が複雑に存在しており、リーガル面やコンプライアンスに対する意識が非常に重要になっているのだということが書かれていました。簡単な定款を使うとしても、それにより自分とは異なる人格の会社が成立して、定款に従って会社が運営・経営されていくのだという認識を持てればいいし、さらに創意工夫のなさ

れた条項をもつ定款が作成されれば一層よいと思うのですが、そのような認識をもつことなくモデル定款が使われるとすると、少なくとも前述したように会社の設立手続を通じて会社法が狙っていることとは方向性がだいぶ違うなどと思ってしまいます。もっと具体的な懸念をいうと、発起人の責任は会社法上、非常に重くなっていますので、法制面ですとかコンプライアンスを意識しないで、例えば、学生が気軽に発起人になってしまい後から厳しい責任を追及されるというのは可哀想だなという気がいたします。

○佐久間座長 ありがとうございます。それではこれでよろしければ、「第1」から「第4」まで、本日時点でのご意見を自由に述べていただいたということで、次回以降の検討に活かしていきたいと思います。

では、続きまして「第5」、「第6」に移ります。「第5」は本検討会における検討の進め方について、今申し上げましたとおり、次回以降どうしていくかということで、「第6」はその他について、これはどんなことでも結構ですので、この会議の進め方等についてご意見・ご要望があれば自由にご発言いただきたいと思います。これまで様々なご意見をいただいたところですので、当然、それを踏まえて次回以降は進めていくということですが、それでは鈴木委員をお願いします。

○鈴木委員 今後の議論につきまして、先ほど少し申し上げましたとおり、一言で株式会社の設立と言っても多様なものがある中で、まず対象とすべきスタートアップの多くを占める小規模で閉鎖的な会社ということを念頭に置いて議論されてはいかかかと思えます。その上でその余の形態の会社についてもどうかという議論の広げ方をしてはいかかかということをご提案申し上げます。

○佐久間座長 ありがとうございます。基本的にはモデル定款も小規模で閉鎖的な会社というものがシンプルですので、そこから議論を始めて、どこまで広げるかというのはその後の議論とっております。他はいかがでしょうか。「第5」につきましては、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

※ 当該箇所は非公表資料に係る発言につき、非公表

○佐久間座長 では、一通り今日予定していた審議は終えたこととなります。繰り返しになりますが、次回以降の進行やその他について、ご意見・ご要望がございましたら、この機会に聞いておきたいと思いますが、いかがでしょうか。では議論はこの程度にしまして、次回の議事日程について事務局から説明をお願いします。

○藤田課長 次回第2回会議は、11月21日午前10時からの開催を予定しています。次回の進行については、本日もご意見いただきましたけれども、座長と相談して改めてご連絡いたします。なお、本日の会議の内容について、委員の皆様を確認をいただいた上で速やかに議事録を作成、公開したいと思っておりますので、ご協力をお願いします。また、議事録公開までの間は、ご自身のご発言部分を除いて対外的に明らかにすることのないよう、その点をご留意をお願いします。

○佐久間座長 これをもちまして、本検討会の第1回会議を閉会いたします。本日は、熱心なご審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

—了—